

定款細則

社会福祉法人京都悠仁福祉会

定 款 細 則

社会福祉法人京都悠仁福祉会

第 1 章 総 則

(根拠)

第 1 条 この社会福祉法人京都悠仁福祉会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人京都悠仁福祉会定款（以下「定款」という。）第 4 5 条の規定により法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第 2 章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第 2 条 定款第 6 条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第 3 章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第 3 条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第 4 条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前にしなければならない。

(招集の手続)

第 5 条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の内容

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の召集を請求した評議員は、次の場合には所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合
- 4 前項の規程により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(召集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日から4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。
- 3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 評議員会の決議事項は、定款第11条に定める記載のとおりとする。

- 2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができる。

(決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事

項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第12条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。但し、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該事項について説明するため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く。)
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明することにより本会その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することになる場合。
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合の他、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時、場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む)
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名
- (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見の内容又は発言の内容の概要
 - (ア) 監事が、監事の選任若しくは解任及び辞任について意見を述べたとき
 - (イ) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - (ウ) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等についての調査の結果、法令若しくは定款に違反し、また著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - (エ) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

- (5) 出席した評議員、理事、監事の氏名
 - (6) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない
- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録は、主たる事務所で評議員会の日から10年間備え置かなければならない。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第15条 理事会は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

2 その他、理事会は次の事項に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集者)

第16条 定款第28条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。但し次の事項の場合を除く。

- (1) 定款第28条第2項のとおり、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があり理事が召集する場合
- (2) 前条第2項第3号及び同条第2項第4号により理事が召集する場合

(3) 前条第2項第5号により監事が召集する場合

- 2 定款第28条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び同上第2項第4号による場合は理事が、前条第2項第5号による場合は監事が召集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を決め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。但し、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時、場所

(2) 理事会の目的である事項

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、召集の手続を省略して理事会を開催することができる。

(議長)

第18条 理事会の議長は、その都度出席した理事の中から互選で決める。

(理事会の決議事項)

第19条 定款第27条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引しようとするとき
- (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方、金額、時期、場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第22条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第23条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったとみなすものとする。但し、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第24条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。但し、理事長による自己の職務執行状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(議事録)

第26条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項を提案した理事の氏名

(3) 決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の指名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第5章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第27条 定款第27条の定める理事長の専決事項および施設長の専決事項は、別表2-1から別表2-4に記載のとおりとする。

第6章 監事

第28条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第29条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本会に著しく損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為を止めることを請求することができる。

(理事会への報告)

第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 その他

(秘密の保持)

第31条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及び役員であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第32条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この細則は、2017年 4月 1日から施行する。
- 2 この細則は、令和 4年 1月 1日より施行する。

別表 1

理事会決議事項

法人運営に関わる事項
1) 法人の業務執行の決定
2) 評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定
3) 評議員会の招集
4) 理事会の召集権者とする事
5) 定款施行細則の決定
6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
7) 競業及び利益相反取引の制限
8) 臨機の措置
役員等の選任・解任等に関する事項
1) 理事長の選定・解職
2) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
財務・計画・方向に関する事項
1) 重要な財産の処分及び譲受け
2) 多額の借財
3) 事業計画書及び収支予算書の決議
4) 事業報告書及び計算書類の承認
5) 基本財産の処分
6) 資産の管理
7) 会計処理の基準
その他
1) 公益事業の運営に関する事項
2) その他、理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
3) その他、重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な、基本的な規程の制定及び改廃

別表 2-1

事案決裁専決事項

(一般・人事に関する事案)

事 案	役職名	理 事 長 専決事項	施 設 長 専決事項	備考
1	法人業務の基本に関すること	○		
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○		
3	予算の編成及び決算の調整に関すること	○		
4	予算の流用・予算上の予備費の支出	○		
5	設備資金の借入に係り契約で予算の範囲内のもの	○		
6	公示・広告に関すること	○		
7	寄付の受領に関すること	○		
8	訴訟に関すること	○		
9	債権の免除・効力の変更に関すること	○		
10	法人の組織及び権限に関すること	○		
11	職員の任免に関すること（施設長を除く）	○		
12	職員の配置に関すること	○	○	
13	臨時職員、嘱託員の採用に関すること	医師○	○	※
14	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること	施設長○	○	※
15	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること	施設長○	○	※
16	職員の初任給に関すること	○		※
17	職員の昇給決定に関すること	○		
18	職員の昇進に関すること	○		
19	休職、復職、退職、育児、介護休業に関すること	○		
20	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○		

別表 2 - 2

事案決裁専決事項

(一般・人事に関する事案)

事 案	役職名	理 事 長 専決事項	施 設 長 専決事項	備考
21	職員の人事記録及び身分証明書に関すること		○	
22	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関すること		○	
23	職員健康診断の実施に関すること		○	
24	被服貸与等に関すること		○	
25	利用者の日常の処遇に関すること		○	※
26	利用者の預り金の日常の管理に関すること		○	※
27	施設設備の保守管理・物品の修理等に関すること		○	※
28	薬品に処分に関すること		○	※
29	自動車の運行管理に関すること		○	※
30	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること	重要○	軽易○	※
31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること		○	
32	職員の研修に関すること	施設長○	○	※
33	諸証明に関すること		○	
34	金融機関を指定すること	○		

備考 ※ No.13,14,15,16,25,26,27,28,29,30,32のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得てその決議権限を課長職以上の者に移譲することができる。

※ 専決事項のうち、法人運営に重大な影響があるものを除く

別表 2-3

事案決裁専決事項

(法人収入に関する事案)

事 案		役職名	理 事 長 専決事項	施 設 長 専決事項
1	委託費及び補助金の収入に関する事		○	
2	過誤納金の充当又は還付に関する事			○
3	繰越金及び繰入金の収入に関する事		○	
4	受贈の承認・寄付金に関する事		○	
5	その他の収入に関する事			○
6	治験の収入に関する事		○	

別表 2-4

事案決裁専決事項

(法人支出に関する事案)

事 案		役職名	理 事 長 専決事項	施 設 長 専決事項
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関する事		100万円以上 3,000万円未満	100万円未満
2	請負又は委託に関する事		100万円以上 1億円未満	100万円未満
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事			○
4	緊急を要する物品の購入		○	

注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規定が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案のうち、法人運営に重大な影響があるものを除く。